

氏名(本籍)	が 鷹	さ 咲	こ 子	(東 京 都)
学位の種類	博 士 (法 学)			
学位記番号	博 甲 第 2454 号			
学位授与年月日	平成12年7月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	経営・政策科学研究科			
学位論文題目	まちづくり法の立法論的考察 —土地利用計画策定過程における適正手続—			
主査	筑波大学教授	法学博士	田 島	裕
副査	筑波大学教授		佐 藤	一 雄
副査	筑波大学教授		品 川	芳 宣
副査	筑波大学助教授		古 積	健三郎
副査	筑波大学助教授		弥 永	真 生
副査	荒法律事務所弁護士	法学博士	荒	秀

論 文 の 内 容 の 要 旨

「まちづくり法の立法論的考察—土地利用計画策定過程における適正手続—」と題するこの論文では、英米法を参考にしながら、地域住民の意見を直接反映できる、住民にとって住みやすい生活環境を作るための法システムの構築を考察している。結論としては、英米では地方自治の伝統があり、市町村のレベルでのヒアリングが有効に機能してきたが、わが国にはその伝統が欠けているので、その伝統から学んだ「まちづくり条例」の制定を市町村に対して義務づけることによって、その目的を実現することを提案している。一定の項目（災害の防止、環境保全、文化遺産の保存など）について条例の中に規定を設けさせ、土地利用計画を自ら作成させることによって、住民の意思を明確にさせることができるので、中央政府の土地政策策定の際にこの意思を尊重させようと考えている。

上述のような視点に立って、第1章では、「土地利用」「土地所有権」などの主要な用語を定義し、この研究課題に対するこれまでのわが国の考え方と問題点を概説している。第2章では、戦前戦後を通じて、わが国の土地利用に関する立法は、主として社会資本整備のためのものであって、「住民のすみやすさ」はしばしば犠牲にされてきたという。第3章では、比較的最近になってから、国土利用計画法、新都市計画法、自然環境保全のための法律が作られ、これらの立法は「住民のすみやすさ」も考慮してはいるが、中央政府の政策推進が主たる目的となっており、「住民のすみやすさ」は劣位に置かれているだけでなく、縦割り行政などの弊害が残っているという。第4章では、上述のような日本の在り方と比較して、アメリカおよびイギリスでは、「住民のすみやすさ」が都市計画においてもっとも重要な論点であると理解されていることを説明している。最後の第5章では、わが国において住民自治を困難にする障害を検討し、アメリカのホーム・ルールやイギリスの住民聴聞のシステムを市町村の条例に組み入れることを立法によって義務づけることを試みたい、と提案している。

審 査 の 結 果 の 要 旨

わが国の都市計画に係わる法制度は、沿革的には、中央集権的な国家形成の中で構築されてきたもので、地方

自治の理念よりも国の政策目的が優先されてきた。本研究では、土地利用・都市計画に関連する法律の形成過程を分析し、現行法のもとでは、住民の意見が聴取される仕組みにはなっていないことを指摘する。比較法的に欧米諸国の法律を調べてみると、計画検討のためのタウン・ミーティング（住民参加）などを通じて、住民の利益を最優先に考慮されており、しかも数多くの公益訴訟によりその利益が司法的にも守られてきている。このような外国法の詳細な比較検討の結果から、わが国においても、条例を利用して類似の社会システムを構築することができるのではないかと提案する。そして、このシステムの運用に関しては、デュー・プロセス（住民参加、情報公開を含む）や自然的正義の法原則（司法審査の基準）を同時に導入する必要があるという。

「まちづくり条例」の作成を義務づける立法のビジョンを示したことに馬咲子氏の研究のオリジナリティがあると認められる。以上の論述を進めるために、すべての関連法令を正確に分析しているだけでなく、膨大な参考資料・文献を引用して検討している。論述の展開は論理的で明解である。申請者は、立法府に勤務する者（参議院立法調査担当）であるが、その実務経験を生かして、説得力のある立法論を展開している。本論文は、社会人大学院博士課程における規範的な論文であると結論した。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。